

国の俸給表構造を援用しつつ水準の調整を行う人事委員会勧告の例

団体名	給料表の改定に関する勧告時報告（抜粋）	水準調整の概要
福島県	国の俸給表構造との均衡を維持する観点から、国の俸給表の各号俸の額に一定の率を乗じることを基本に給料月額を定める必要がある。（H20）	国の俸給月額を、平均1.65%引き上げることを基本に調整。
岡山県	較差の大きさや人事院勧告において俸給表の改定がなされなかったこと等を考慮すると、給料表水準を一律に引き上げるのではなく、民間給与との間に相当の差が生じている初任給を中心として、若年層に限定した給料表の改定を行い、民間給与との較差を埋めることが適当であると考え。（H20）	国の俸給月額を基本とし、大卒初任給の号給（1級29号給）の額を1.2%引き上げ、その後は基幹号給ごとに上げ率を0.1%ずつ、0.2%まで逡減する調整。
山口県	給料表について、所要の改正を行う必要がある。（H20）	国の俸給月額を、平均0.55%引き上げることを基本に調整。
愛媛県	給料表については、人事院勧告の内容を基礎として、所要の改定を行うこと。（中略）国の給与制度及び他の都道府県の対応状況等を踏まえ、県内地域手当対象地域を有しない本県における給料表について、人事院勧告の内容に準じて改定した給料表の給料月額を基礎として、是正に必要な率を乗じて得た額に改定することが適当であると判断。（H19）	国の俸給月額を、0.43%引き上げる調整。

団体名	給料表の改定に関する勧告時報告（抜粋）	水準調整の概要
高知県	<p>本年は較差がわずかであり、世代間あるいは級号給間の配分にメリハリを付けることが難しいこと、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮する必要があることなどから、現行の給料表の給料月額に、民間との較差に見合う額を均等に加算する方法で改定すること。（H20）</p>	<p>国の俸給月額に、民間との較差に見合う額500円（較差（568円）から100円未満切り捨てた額）を加算。</p>
堺市	<p>行政職給料表については、人事院勧告において示された初任給を中心とした若年層への配分に配慮しつつ、給与構造改革の趣旨も考慮したうえで、全ての級において引上げ改定する必要がある。</p> <p>なお、改定にあたっては、昨年10月の給与制度変更に伴う経過措置として、本年4月に支給された差額相当額を変更しないものとして、これを含む職員全体の給与水準が民間と均衡するように措置する必要がある。（H19）</p>	<p>国の俸給月額を、若年層や人員分布を考慮して0.05%～0.85%引上げる調整。（現給保障による差額相当額を含む職員全体の給与水準を民間と均衡させることを基本とする。）</p>
静岡県	<p>次に掲げる事由により、地域手当の引上げによらず、職員の給料月額に一定の率を乗じて得た額を特例給料月額として支給する方法により本年の公民較差の解消を図る。</p> <p>(1) 現状では国公準拠の観点から 国の給料表に準ずることが本県の給与制度の根幹となっていること</p> <p>(2) 地域手当に比べ昇給カーブのフラット化の趣旨にかなった取扱いとなること</p> <p>(3) 公民較差の状況（若年層において、特に民間従業員の給与が職員の給与を大きく上回っている）をよりの確に反映することができること 等（H19）</p>	<p>現行の給料表を国の俸給表に準じて改定し、さらに給料表の額に100分の100.9を乗じて得た額を給料月額とする。</p>

団体名	給料表の改定に関する勧告時報告（抜粋）	水準調整の概要
鳥取県	改定に当たっては、民間の初任給の状況等を考慮して、若年層に配慮するため、その趣旨で改定された平成19年の国の俸給表に準じて改定し、その上で公民較差を考慮した引下げを行うこととする。（H20）	現行の給料表を平成19年の国の俸給表に準じて改定し、さらに給料表の額に1000分の35を乗じて得た額を減じた額を給料月額とする。